

広告表現の適否①

【医薬部外品での事例】

- ①約束された疲労回復効果→×
(医薬品等広告基準第4 3 (5) 効能効果等又は安全性を保證する表現の禁止)
- ②最高級の○○配合→×
(医薬品等広告基準第4 3 (6) 効能効果等又は安全性についての最大級の表現又はこれに類する表現の禁止)
- ③特許成分配合→×
(医薬品等広告基準第4 10 医薬関係者等の推せん・昭和39年10月30日付け 厚生省通知「特許の表示について」)



広告表現の適否②

【医薬部外品での事例】

- ④白髪を防ぐ→×
(医薬品等広告基準第4 3 (1) 承認等を要する医薬品等についての効能効果等の表現の範囲)
- ⑤アトピー皮膚炎を治す→×
(医薬品等広告基準第4 6 一般向広告における効能効果についての表現の制限)
- ⑥日焼けによるシミ、そばかすを防ぐ→○
(医薬品等広告基準第4 3 (1) 承認等を要する医薬品等についての効能効果等の表現の範囲)



広告表現の適否③

【化粧品での事例】

- ①うるおい成分アロエ配合→○
(医薬品等広告基準第4 3 (3) 医薬品等の成分等及び医療機器の原材料等についての表現の範囲・昭和60年9月26日付け 厚生省通知「化粧品における特記表示について」)
- ②消炎効果のあるグリチルリチン酸配合→×
(医薬品等広告基準第4 3 (1) 効能効果、性能及び安全性関係・昭和60年9月26日付け 厚生省通知「化粧品における特記表示について」)
- ③ホホバ油配合のクリームです→×
(医薬品等広告基準第4 3 (3) 医薬品等の成分等及び医療機器の原材料等についての表現の範囲・昭和60年9月26日付け 厚生省通知「化粧品における特記表示について」)

広告表現の適否④

【化粧品での事例】

- ④肌にうるおいを与え、乾燥を防ぎます→○
(医薬品等広告基準第4 3 (1) 効能効果、性能及び安全性関係・昭和60年9月26日付け 厚生省通知「化粧品における特記表示について」)
- ⑤肌の奥深くへ→×
(医薬品等広告基準第4 3 (5) 効能効果等又は安全性を保證する表現の禁止・化粧品等の適正広告ガイドラインE3「肌・毛髪への浸透」等の作用部位の表現)
- ⑥漢方成分抽出物、生薬エキス・薬用植物エキス→×
(昭和60年9月26日付け 厚生省通知「化粧品における特記表示について」)